町の人事行政の運営等の状況を公表します。

令和8年10月31日

下郷町長　星　　學

下郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、職員の任免、職員数、職員の給与及び勤務時間その他の勤務条件の状況などについて、そのあらましをお知らせします。

１　職員の任免及び職員数に関する状況

（１）　職員数の状況と主な増減理由（各年４月１日現在）

区分／部門		職員数			対前年増減数	主な増減理由
		令和6年	令和7年	令和8年		
一般行政	議会	2	2	2	0	
	総務	22	22	23	1	総務課付け派遣者
	税務	6	6	6	0	
	農林水産	11	11	11	0	
	商工	3	3	2	△ 1	人員削減による
	土木	7	6	5	△ 1	前年度退職者による
	小計	51	50	49	△ 1	
福祉関係	民生	20	19	17	△ 2	保育士退職による
	衛生	4	5	4	△ 1	公営企業等への配置替え
	小計	24	24	21	△ 3	
教育		11	11	10	△ 1	前年度退職者による
公営企業等	水道	1	2	2	0	
	下水道	1	1	1	0	
	その他	8	8	9	1	介護保険事業増員による
	小計	10	11	12	1	
総合計		96	96	92	△ 4	

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

（２）　年齢別職員構成の状況（令和８年４月１日現在）

（単位：人）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1	2	8	4	14	10	17	9	8	8	6	5	92

（３）　採用試験の実施状況（令和７年度）

（単位：人）

職種	第１次試験		第２次試験	
	試験日	受験者数	試験日	受験者数
高校卒程度（一般）	R7.9.21	1	R7.11.15	0
社会人経験者	R7.9.21	3	R7.11.15	2

（４）　職員の採用及び退職状況

（単位：人）

区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	採用	退職	採用	退職	採用	退職
一般事務	3	4	2	2	2	3
保育士	2	0	1	1	0	2
保健師	0	1	0	0	1	0
土木	0	0	0	0	0	1
建築	0	0	0	0	0	0
社会福祉士	0	0	0	0	0	0
合計	5	5	3	3	3	6

２　職員の人事評価の状況

職員の職務上の行動を、能力・規律の評価尺度により評価する「能力評価」と、目標管理制度を活用して難易度・達成度により評価する「業務評価」の２つの指標を用いた人事評価制度を実施しています。

３　職員の給与の状況

（１）　総括

ア　人件費の状況（普通会計決算：令和7年度）

区分	住民基本台帳人口（令和8.1.1現在）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	（参考）６年度の人件費率
７年度	人 4,621	千円 4,880,110	千円 524,308	千円 980,234	% 20.1	% 19.9

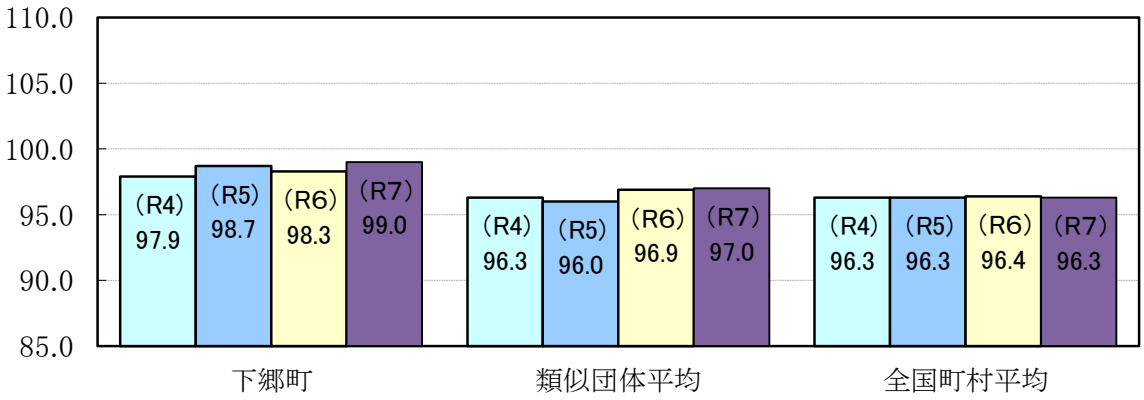
（注）　人件費には職員給（事業費支弁職員含む）のほか、議員報酬及び町消防団員報酬等を含む。

イ　職員給与費の状況（普通会計決算：令和7年度）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
７年度	人 85	千円 325,762	千円 65,028	千円 136,260	千円 527,050	千円 6,201

（注）１　職員手当には退職手当及び児童手当を含まない。
　　２　職員数は、令和7年4月1日現在の人数である。

ウ　ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



（注）１ ラスパイレス指数は、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数。
　　２　類似団体平均は、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したもの。

エ　給与改定の状況

①月例給

区分	福島県人事委員会の勧告				給与改定率	（参考）国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告（改定率）		
7年度	386,590円	375,425円	11,165円 (2.97%)	% 2.97	% 2.97	% 3.62

（注）　「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額。

②特別給

区分	福島県人事委員会の勧告				下郷町の年間支給月数	（参考）国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告（改定月数）		
7年度	月 4.65	月 4.60	月 0.05	月 0.05	月 4.65	月 4.65

（注）　「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数。

（２） 職員の平均給与月額、初任給等の状況（令和７年４月１日現在）

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

一般行政職

区　　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
下郷町	40.7　歳	315,500　円	372,464　円
福島県	42.7　歳	335,600　円	417,260　円
類似団体平均	42.0　歳	320,554　円	379,877　円

イ 職員の初任給の状況

区　　分		下郷町	福 島 県	国
一般行政職	大　学　卒	224,600 円	230,300　円	232,000 円
	高　校　卒	191,300 円	198,000　円	200,300 円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区　　分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大　学　卒	287,400　円	313,200　円	344,000　円
	高　校　卒	255,800　円	292,500　円	324,000　円

（３） 一般行政職の級別職員数等の状況（令和８年４月１日現在）

等　級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人数	%	職名	人数	人数	%	段階
１　級	主事、技師、栄養士、主事補、技師補の職務	10	10.8%	主事補	3	25	26.9%	係員級
				主事	5			
				技師	1			
				保育士	1			
２　級	副主査の職務	15	16.1%	副主査	15			
３　級	主任主査、係長、主査の職務	31	33.3%	主査	20	31	33.3%	係長級
				係長	6			
				主任主査	5			
４　級	課長補佐又は副主幹の職務	23	24.7%	副主幹	18	23	24.7%	課長補佐級
				課長補佐	5			
５　級	課長、教育次長、議会事務局長、主幹の職務	12	12.9%	主幹	5	14	15.1%	課長級
				局長	1			
				教育次長	1			
				課長	5			
６　級	困難な業務を行う課長、参事の職務	2	2.2%	参事	2			

（４） 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当（一般行政職）

下郷町	福島県	国
１人当たり平均支給額（６年度） 1,556 千円	１人当たり平均支給額（６年度） 1,760 千円	―
（６年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分	（６年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分	（６年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

イ 退職手当（令和８年４月１日現在）

下郷町				国			
（支給率）	自己都合		勧奨・定年	（支給率）	自己都合		勧奨・定年
勤続２０年	19.6695	月分	24.586875 月分	勤続２０年	19.6695	月分	24.586875 月分
勤続２５年	28.0395	月分	33.27075 月分	勤続２５年	28.0395	月分	33.27075 月分
勤続３５年	39.7575	月分	47.709 月分	勤続３５年	39.7575	月分	47.709 月分
最高限度額	47.709	月分	47.709 月分	最高限度額	47.709	月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～20%加算 １人当たり平均支給額 8,374千円				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～45%加算			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、７年度に退職し退職手当を支給された職員の平均額である。

ウ 地域手当

なし

エ 特殊勤務手当（令和８年４月１日現在）

支給実績（７年度決算）	44 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（７年度決算）	6,342 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（７年度）	7.5 %
手当の種類（手当数）	7

手当の種類（業務内容）	左記職員に対する支給単価
町税等の徴収業務	日額 300円
防疫等の物件の処理業務	日額 500円
精神障害者の訪問調査、移送等業務	日額 300円
特殊機械（除雪機械等）の運転業務	日額 300円
公共用地等の取得業務	日額 300円
危険作業の業務	日額 300円
行路死亡人の処理業務	１件 5,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（７年度決算）	28,143 千円
職員１人当たり平均支給年額（７年度決算）	390 千円
支給実績（６年度決算）	19,061 千円
職員１人当たり平均支給年額（６年度決算）	265 千円

（注） 選挙執行の有無等により毎年度変動があります。

カ　その他の手当（令和８年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（７年度決算）	職員1人当たり平均支給年額（７年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 子　13,000円 父母等　6,500円 特定期間加算　5,000円	同じ	―	11,601　千円	290,025　円
住居手当	借家等に居住し、月額9,500円を超える家賃を払う職員 上限：28,000円	異なる	月額16,000円を超える家賃を払う職員	4,865　千円	304,063　円
通勤手当	交通機関利用者 （上限：150,000円） 交通用具利用者 （上限：45,800円）	異なる	交通用具使用者の支給額が異なる	7,310　千円	110,758　円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員 （支給額）8～10%（定率）	異なる	定額化していない	6,488　千円	540,667　円
寒冷地手当	基準日（毎年11月から翌年3月までの各月の初日）に、支給対象地域に在勤する職員(支給額）地域区分、世帯等の区分に応じた額	同じ	―	5,755　千円	62,554　円

キ　特別職の報酬等の状況（令和８年４月１日現在）

区　分		給　料　月　額　等	期　末　手　当	
給料	町　長	757,000　円	6月期　1.75月分 12月期　1.75月分 計　3.50月分	
	副町長	603,000　円		
	教育長	578,000　円		
報酬	議　長	302,000　円	6月期　1.75月分 12月期　1.75月分 計　3.50月分	
	副議長	233,000　円		
	委員長	218,000　円		
	議　員	211,000　円		
退職手当		（算定方式）	（1期の手当額）	（支給時期）
	町　長	給料月額×在職月数×支給率（48/100）	17,441,280円	任期ごと
	副町長	給料月額×在職月数×支給率（29/100）	8,393,760円	任期ごと
	教育長	給料月額×在職月数×支給率（20/100）	4,161,600円	任期ごと

（注）退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月、教育長のみ3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

４　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況及び休業に関する状況

（１）　職員の勤務時間の状況

一般的な職員の勤務時間は、休憩を除き、１日について７時間45分（午前８時30分～午後５時15分）、１週間について、38時間45分です。

（２）　職員の年次有給休暇の使用状況

年次有給休暇は、１年ごとに20日付与されており、20日を超えない範囲内の残日数は、翌年に繰り越すことができることになっています。

令和７年の１人当たりの平均使用日数は、次のとおりです。

１人当たり平均使用日数
13.3 日

（注）町長部局のみ。育児休業、年度途中採用、派遣、休職者除く。

（３）　病気休暇及び特別休暇の状況

病気休暇は職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ない場合に認められる有給休暇です。

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定められている有給休暇です。

主な休暇の内容は次のとおりです。

種類	結婚休暇	産前産後休暇	妻の出産休暇	育児時間休暇	ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ休暇	子の看護休暇	忌引休暇	夏季休暇
付与日数	７日以内	産前８週間 産後８週間	２日以内	１日30分 以内２回	５日以内	５日以内	続柄により １～10日	５日以内

※令和７年度中に新たに育児休業を取得した職員・・・０人

５　職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分者数					懲戒処分者数				
休職	降給	降任	免職	合計	戒告	減給	停職	免職	合計
1人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	1人	1人

令和７年４月１日～令和８年３月３１日集計

６　職員の服務の状況

職員の服務について、地方公務員法第30条に服務の根本基準が定められているほか、法令等及び上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業等の従事制限などの義務や制限が課されています。

なお、令和７年度における主な職務専念義務免除の件数等は次のとおりです。

職務専念義務免除	
承認件数	43件
免除理由	各種健診の受診、人間ドック、免許更新など

７　職員の退職管理の状況

令和７年度に退職した職員の状況は、次のとおりです。　　（単位：人）

区　　分	事由別退職者数			
	定年	勧奨	その他	合計
一般事務	0	0	3	3
保 育 士	1	0	1	2
保 健 師	0	0	0	0
建　　築	0	0	1	1
合　　計	1	0	5	6

８　職員の研修の状況

職員の勤務効率の発揮及び推進のため、職層や経験年数に応じて行う基本研修や、個々の職員が習得したい知識及び技能を受講希望する選択型研修のほか、専門研修、職場研修、派遣研修等の各種研修を実施しています。

９　職員の福祉及び利益の保護の状況

（１）　職員の福利厚生の実施状況

ア　安全衛生管理

職員の安全の確保及び健康の保持増進を図り、快適な職場環境を実現するため、労働安全衛生法及び下郷町職員安全衛生管理規則に基づき、安全管理者、衛生管理者、産業医等を選任するとともに、安全衛生委員会等を設置し、職員の安全衛生管理に努めています。

イ　職員の健康管理

疾病の予防、早期発見を図るため、各種健康診断等を実施し、職員の健康管理に努めています。

令和７年度の実施状況は、次のとおりです。

種　　類	受診者数（人）
生活習慣病検診※	123
人間ドック※	25
ストレスチェック※	146
その他の検診※	78

※会計年度任用職員含む

（２）　職員の利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する審査請求制度により保護されていますが、令和７年度中の不服申立て等の実績はありませんでした。